

# 国際室

編集：日本弁護士連合会  
国際室  
03(3580)9741

# たより No. 9

## 世界への窓口—国際室

国際室室長 矢吹 公敏

法社会のグローバル化が進むなかで、弁護士の国際化が求められています。日弁連も会員のためにそれに貢献する活動を行うことが期待されています。他方、日弁連は、日本最大の人権NGOとして、国際社会を含む外部から、国際的な人権活動を担うことも期待されています。国際室では、日弁連の国際活動の窓口として、こうした期待に応えるように努力していきたいと考えています。

## IBA活動—ワシントン大会に参加して

私は、本年5月19日から22日まで米国ワシントンDCで開催された国際法曹協会(International Bar Association)(IBA)の理事会・総会に、日弁連推薦のIBA理事である川村明会員と共に参加した。この期間中、IBAの組織が10月のIBAオークランド大会で改編されることから、各組織の準備会も開かれた。

IBAは、1947年に創設された世界最大の常設の国際法曹団体であり、現在約1万6000人の個人会員と190の弁護士会を中心とした団体会員を構成している。その活動の主要な目的は、世界の法曹間の情報交流を行うこと、法曹が不当な介入なくその職務を実施することができるように司法の独立と弁護士の権利を擁護すること、世界の弁護士の人権活動を支援すること、個人会員へ専門的サービスを提供

し弁護士会会員の活動を援助することにある。

IBAは、その活動を推進するために人権協会、ビジネス法部会、一般法部会などの組織を有し、専門的見地から上記の活動を行っている。また、IBAは、世界貿易機関(WTO)におけるサービス貿易の自由化の問題についても、WTOワーキンググループを通じて積極的に関与し、WTOに意見書を提出した。さらに、日弁連は、このWTOに対するIBA意見書の作成に積極的に関与し、IBA内で評価を受けている。

また、刑事手続における捜査の可視化が日本国内で課題となったことを機に、昨年末にIBAに調査団派遣を依頼し、調査が行われ、その結果はこの問題の国内での推進に大いに役に立った。

法曹のグローバル化は、ますます加速するばかり

である。日本の弁護士および日弁連が、そうした世界の潮流に中心的な役割を担うことができるようになるためにも、IBAにおける活動は重要である。そのような状況の中で、今回のワシントン大会および10月のオークランド大会は大変意義のある大会である。IBAでは、前述のように現在組織の改編を計画しており、新組織は法律実務部門(Legal Practice Division)と公益法曹部門(Publicand Professional Interest Division)に分かれる。そして、後者には会員である法曹団体の意見を集約する弁護士会問題委員会(Bar Issues Commission)(BIC)が設けられる。IBAでは、これまで法曹のグローバル化を推進する委員会として、法曹団体の代表が集まり、先のWTO問題、隣接業種との共同事業(MDP)などの世界の法曹に共通の問題を討議してきたが、今後は世界の法曹団体の利益を代表する意見を基に活動するために、このBICの活動が重要となる。日弁連では、このBICの議長に、日弁連選出の理事である川村会員を推薦したが、ワシントン大会の際に、IBAの推薦委員会で議長に推薦されることが決定した。今後、オークランド大会での正式な任命が期待されることである。日弁連は、今後このBICでの活動を通じ、東アジアを代表する法曹団体として他の東アジア各国と連携して積極的にIBAの活動に参加していこうと考えている。今年11月には子の奪取に関するハーグ条約のセミナー、来年4月には独占禁止法シンポジウムが東京で開催されることが企画されている。日弁連ではこうした会合を主催し、日弁連会員へIBAの活動を還元していく予定である。

最後に、これまで14年にもわたりIBA理事として日弁連のために尽力していただいた西村敏郎会員に、最大限の感謝を申し上げなければなりません。西村会員は、長年のIBAでの活動を通じて、多くのIBA会員から信頼され、そうした信頼が今回のBIC議長の推薦の礎となっているからです。(矢吹)

「IBAに是非ご参加下さい。IBAへ参加申込みのお問合せは国際課まで。」

## 「国際機関で働くには」

—国際機関人事情報セミナー開催

国際室では、本年1月に、国連などの国際機関の就職情報を会員および司法修習生に提供するための国際機関人事情報セミナーを初めて開催しました。このセミナーは、司法改革の柱の一つである法曹の国際化の具体化、弁護士の大幅増員時代における弁護士の多様な活動のあり方の観点から、日本の法曹が国際機関で勤務することの可能性と日弁連としての国際機関の就職情報の提供や就職支援のあり方を探る趣旨で企画したものです。

最初に稲賀淑子外務省国際機関人事センター所長が「国際機関で働くには～法律専門家へのメッセージ～」と題して基調報告を行いました。基調報告では、国際公務員の仕事と国際機関における法律関連の仕事についての説明、国連事務局の法律専門職員を募集する国連職員採用競争試験の応募資格や試験問題についての情報提供、国際公務員の採用方法の説明がありました。国際公務員には実務経験を有し即仕事ができる人材が求められます。その資質として、使命感、職務遂行可能な高度の語学力・特にコミュニケーション能力と文書作成能力、修士号以上の学歴とその専門性に関連した職務経験、海外経験が挙げられました。さらに、若手にとっての正規国際公務員への入り口であるアソシエイト・エキスパート等派遣制度についての説明がなされ、最後にこれから国際公務員を目指す若手の人たちは、情報収集に努め10年くらいの中長期的な計画で「求められる人材」の資質を獲得するようにと述べられました。

基調報告に続いて、国連難民高等弁務官事務所、国際連合児童基金、国連開発計画および国際労働機関から、各機関の具体的な活動とそこでの法律専門職の仕事や募集について各論的な情報提供がなされ、国際機関での勤務経験のある4人の弁護士からは、体験談の紹介やこれから国際機関における勤務を目指す弁護士へのアドバイスがありました。今後、セミナーの講演録を日弁連ホームページに掲載する予定です。

(大谷)

## 「ロシア公務員養成講座」

—熱意ある研修生と講師の2日間

本年3月2日及び3日の2日間、ロシア大統領府が推薦する司法分野の専門家(公務員)10名を迎えて、公務員養成講座を実施した。外務省の依頼により実施されたもので、わが国のロシアへの市場経済改革支援の一環として、また、ロシアにおける法の支配の確立及び投資環境の整備の観点からわが国として同国の司法制度改革を支援することを目的として行われた。

日弁連における講座は、①access to justiceを担保するための制度、②司法制度改革の二つを大きな柱として、わが国の弁護士制度の根幹と現在進められている弁護士制度改革の意義を理解いただくこと、法律事務所の訪問を通じて実務家との交流を図ることを主な目的として行われた。10名の研修生はわが国の弁護士制度及び実務に大変関心を持っており、例えば過疎・偏在問題、懲戒制度、非弁提携問題等について、時間内に質疑応答が終了しない場面があったほどであった。また、研修生からロシアの弁護士制度及びその課題について話を聞くこともでき、日弁連にとっても有意義であったことは言うまでもない。国際室は、わが国の弁護士制度及び弁護士・弁護士会の活動に関心を寄せる外国の関係者に対して、今後もより一層魅力ある情報を提供していきたいと考えている。

第1日目(3/2)	<input type="checkbox"/> 会長表敬 <input type="checkbox"/> 講義(講師:池内稚利会員) ▼日本の弁護士制度、日弁連の役割 <input type="checkbox"/> 日弁連の人権擁護活動 <input type="checkbox"/> 講義(講師:丸島俊介会員) ▼当番弁護士、国選弁護、法律扶助 ▼公設法律事務所 <input type="checkbox"/> 法律事務所訪問(弁護士法人東京パブリック法律事務所)
第2日目(3/3)	<input type="checkbox"/> 弁護士会館見学 <input type="checkbox"/> 講義(講師:谷真人会員) ▼今時の弁護士制度改革概要 ▼懲戒制度と運用 <input type="checkbox"/> 講義(講師:四宮啓会員) <input type="checkbox"/> 非常勤裁判官制度 ▼裁判員制度 <input type="checkbox"/> 法律事務所訪問(アンダーソン・毛利法律事務所)

(池田)

## サウジアラビア司法シンポジウム

日弁連は、サウジアラビア王国司法大臣から、本年4月4日から6日までの間、同国の首都リヤドで開催された『サウジアラビアにおける正義と司法のシステム』シンポジウムに招待を受け、国際交流委員会委員である池内稚利会員と私が参加した。同シンポジウムは、最近サウジアラビアで成立した裁判手続法(主に民事訴訟関係法)、刑事訴訟法、法律実務に関する法律(主に弁護士の活動に関する法律)、不動産登記法などの手続法を紹介し、国内外の専門家の意見を聴取するための会議であった。

サウジアラビアの実体法はシャリア法と呼ばれ、イスラム教の原典であるコーランとハディース(預言者の言行録)からなる。いずれにも記載のない場合および複数の項目の調整が必要な場合は、全会一致の同意で決められる。この実体法を変えることはないが、手続法については、近代的な手続法を取り入れようという意欲が感じられ、新たに制定された前述の手続法も、近代的手続法として私たちになじみのある内容であった。会議でも、法律の内容について様々な討議がなされ、特に印象深かったことは、自白の証拠価値について通常のセッションのほかに特別の時間を設けて討議していたことである。自白の証拠偏重の問題はサウジアラビアでも顕著であるようで、間違った自白をどのように防ぐのか、国内の法律家と国連、米国、英国、スウェーデン、中国、日本などの海外からのゲストが大いに議論をした。

サウジアラビアは、メッカ、メディナなどのイスラム聖地を有し、閉ざされたイスラム国家の印象を受ける。しかし、石油に頼った産業構造、失業問題などを抱え、近代国家となるべく努力している最中でもある。中東の不安定な政治情勢の中で、このような国の法制度に触れることができた今回の大会参加は大変有意義であった。(矢吹)



## 新しく囑託に加わりました。どうぞよろしく

東京弁護士会 大谷 美紀子

本年3月に国際室の囑託になりました。宜しく願い申し上げます。国際室は少人数ですが、室長のリーダーシップの下で室のチームワークも良く、また、高いプロ意識と能力を備えた国際課の職員の方たちとの連携も良く、大いに刺激を受けながら楽しく仕事をさせていただいております。私は、もともと国連職員を志望していたこともあり、弁護士になってからの14年間、法律家として国際社会に貢献する活動をしたという夢を持ち続け、国際人権の勉強のために留学や国連でのインターンを経験し、国際人権の活動と研究、渉外家事事件の実務に取り組んできました。

国際室は、国際人権、外弁問題、国際交流、法整備支援など、日弁連の多岐にわたる国際活動の業務を支えています。世界のグローバル化が進むなか、日本の司法制度・弁護士も国際化の波を受け変化を迫られています。日弁連の国際活動の重要性もいっそう高まっていくことと思います。このような時代にあって、これまでの経験を活かして国際室の仕事をお手伝いさせていただく機会を与えられたことに感謝しております。今後は、国際室の一員としてさらに研鑽を惜しまず、国際社会の動きを敏感かつ的確にキャッチして会内に情報を発信する一方、日本の弁護士・弁護士会の活動や意見を世界に発信していく、そうした国際社会と日本の弁護士を結ぶ窓口としての役割を自覚し、緊張感をもって仕事に取り組んでいきたいと思っております。



(国際室囑託/片山・大谷・川口・矢吹)

## 表敬訪問 (2004年前期)

英国法律家協会(1月20日)  
ピーター・ウィリアムソン会長、アリソン・フック国際交流部長と、ゲートキーパー問題及び司法制度改革(外国弁護士制度の規制緩和、裁判制度の改革等)に関する意見交換。

I B A 取り調べの可視化調査団(1月26日)  
I B A 人権協会共同議長ファリ・ナリマン氏、ニコラス・カウデリー氏が来日。同氏は、1月27日東京ミーティングⅢでも特別報告を行った。

ヴェトナム国法整備支援研修員(2月24日)  
法務総合研究所の主催する「ヴェトナム国法整備支援研修」のため、ヴェトナム司法省司法官職養成学校研修部長ゲン・タイン・ビン氏らが来日。

エチオピア外務省(2月25日)  
エチオピア外務省法務局参事官メネリク・アレム氏と人権救済申立・調査の仕組等エチオピア及び周辺国における人権状況について懇談。

中華人民共和国司法部(4月13日)  
日弁連新聞5月号参照

経済人コー円卓会議(4月14日)  
「企業の社会的責任(CSR)に関するセミナー」パネリストとして、日米欧の経済人コー円卓会議会長ボイダ氏、事務局長ヤング氏等が来日。

I B A 事務総長(5月10日)  
I B A のフェルナンド・ボンボ事務総長が来日。I B A に対する当連合会のより積極的な参加とリーダーシップへの期待が寄せられた。

ニューヨーク大学

## NYU/UCB 体験記

カリフォルニア大学バークレー校

### お互いひどい英語……だけど楽しい英語学校

兵庫県弁護士会 永井 光弘

ALI (American Language Institute) は、NYU の生涯学習部門にあたり、英語圏以外の人々に対し英語教育を行っている。ありがたいことにビジティングスカラーの肩書きがあると(けっこう高い)授業料を免除してくれる。スピーキングとヒアリングに多大な問題を抱えた(ライティングとリーディングにも少し...)。それじゃ全部だ)永井は、2003年の秋学期にコロンビアやメキシコの兄ちゃん姉ちゃんや、ロシア人のおっちゃんとかと、不規則動詞の暗記(!)から始めるクラスにクラス分けされた。陽気で大柄なジムが教える初歩クラスは、英語の基礎の基礎はもちろんアメリカンカルチャーの初歩(サンクスギビングの意味と過ごし方=ひたすら飲んで食う、とか)をも面白おかしく教えてくれた。ここで韓国やエクアドルの女の子から永井がどれだけモテたことか(自慢)。精進の甲斐があつて秋学期の終わりには能力が多少改善し、春学期には中級をすっ飛ばし上級コースを高望みした。しかし、上級の最初のクラスで簡単な作文をさせられて、その結果、中級クラスに差し戻された(ううう)。

中級クラスではエクアドル出身の熱心なシルビアが、ライティングに重点をおいて教えてくれた。新聞記事の読み方やサマリーの作成法や、日記の効用、その他センテンスから始まってパラグラフ、そしてエッセイの書き方などだ。特に、論文(エッセイ)の作法(直接的・端的・直線的・数字等の根拠をあげる・必ず反対意見に接する)は、自分が心がけていた「準備書面」の書き方と酷似しておりとても参考になった。このクラスでも、ただ英語だけではなく、さまざまな社会問題が取り上げられた。例えば、スウェット・ショップの実体(女工哀史の世界版と思ってください)や、ラルフ・ネーダーに例をとって消費者の潜在的パワー、そして安楽死の問題などを議論した(商社の日本人クラスメイトは嫌そうだったが)。学期の途中で非常勤講師(含むシルビア)による学長に対する待遇改善闘争があつて、ストとピケの寸前までもつれた。永井はクラスメートのコロンビア政治



(左から3番目筆者)

難民リカルドと、ストになったら差し入れを持ってピケラインを応援に行こうと約束していたが、交渉期限ぎりぎりの明け方に交渉が妥結して、幸か不幸日本コロンビアによる共

同スト支援は幻に終わった(写真;妥結して笑顔の真中シルビアを挟んで永井、リカルドその他クラスメイト)。

もちろんロースクールも楽しんだが、ALI のクラスも楽しくて楽しくて仕方なかった。ただ、アメリカにきたのにアメリカ人以外(特に中南米)の友達が多くなって不思議な感じだ。

### 「Global Public Service Law Project」

東京弁護士会 木田 秋津

私は2003年9月から今年の5月までの間、日弁連の推薦を頂き、NY 大学ロースクール(NYULaw)「Global Public Service Law Project」に客員研究員として所属する機会を得た。紙幅の許す範囲で同プロジェクトをご紹介したい。

「Global Public Service Law Project」は国際法において全米随一の評価を誇る NYULaw が、公益弁護士活動の分野においてもグローバルな研究をすることを目的として1998年に開始した野心的な試みである。まず特筆すべきはそのメンバーの「Diversity (多様性)」にある。プロジェクトに所属するすべての奨学生は公益弁護士・人権活動家であるが、その国籍は今年を例に挙げると、ケニア、ルーマニア、インド、バングラディッシュ、中国、フィリピン、韓国、日本、オーストラリア、カナダ、ブラジル、アルゼンチンとまさに全世界にわたる。プロジェクトの核は、週2回のゼミ形式の授業であり、ここでは、世界の具体的な人権状況やケーススタディを前提に、社会に影響を及ぼすための訴訟及び訴訟外の効果的な弁護士活動及び弁護士の役割、グローバル化の功罪、国際法の国内法廷への適用等について理論・実践の両面から活発な議論が重ねられた。

なかでも私が特に衝撃を受けた点は、欧米以外の国において国際人権法規が文化的背景を欠いているとして未だその普遍性に異議が唱えられているという事実であった。女性に対する性器切除を例にとれば、その文化・社会・宗教的正当性が女性・子どもの人権侵害という外部(欧米)からの非難を退け、アフリカを中心に現実の慣行として横行している。多様な人種や文化の共存を前提にしながら、いかに国際人権を普遍かつ現実のものとして実施していくか熟考する好機となった。

末尾ながらここで受けた新鮮な刺激を自身の今後の国際人権活動の原動力とすることを記し、プロジ



(中列右端筆者)

ェクトの創設者である Upham 教授や推薦を頂いた日弁連の先生方への感謝にかえたい。

### UCB 報告

第二東京弁護士会 河津 博史

私が客員研究員として所属しているカリフォルニア大学バークレー校ロースクールの法と社会研究センター(Center for the Study of Law and Society)は、アメリカの大学で最初に設立された法と社会に関する学際的研究のためのセンターであり、全米及び世界各国の大学から、法律学、政治学、社会学ないし心理学等の教授や助教授を客員研究員として迎えている。他の分野を専門とする同僚たちは、法律家のそれとは切り口の異なる司法制度の分析や議論を提供してくれ、彼らとの意見交換は非常に有益である。

ロースクールでは、Public Defender である客員教授による刑事裁判実務の授業を聴講してきた。この授業では、陪審員を説得するための弁論や立証活動の技術の修得に重点が置かれており、心理学的研究に基づく説得のセオリーが教授されているところに、日本の法学教育との差を感じさせられた。

ロースクールの外でも、センターの教授の紹介で、陪審研究の実績のある心理学部教授より指導を受ける機会を得、さらに、今年5月にシカゴで開催された法と社会学会(Law and Society Association)では、全米及び世界各国の大学や研究施設で陪審を研究する心理学者や社会学者と知り合うことができた。

私が知る限り、アメリカの陪審制度は冤罪を防止するために採りうる最善の制度であるという確信に支えられているが、同時に、より公正なものにするための改良が各州で試みられており、その議論において、心理学者や社会学者による実証的研究は重要な役割を果たしている。私自身、陪審員に対するインタビューを行ったことがあるが、アメリカでは、評決後に陪審員に対する調査や取材を行うことが許されており、このことが研究者による客観的な裁判の検証を可能にしている。制度の内部で起こっていることを封印して「信頼」を守ろうとするのではなく、外部からの検証を可能にし、より公正な制度にするために改良を重ねるといふ発想は、日本の司法関係者が見習うべきものだと思う。



(UCB キャンパス)